**解散公告**

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

岡山市北区表町一丁目七番六五号

日銀前パーキング有限会社

代表清算人　池上　英子

**解散公告**

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

山口県周南市福川三丁目八番三一号

株式会社シマヤ通商

代表清算人　原田　道太

**解散公告**

当社は、平成二十七年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

宮崎県都城市一万城町二九号三三番地

有限会社橘村設計

清算人　橘村　和廣

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十七年三月十三日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

東京都足立区南花畑二丁目一八番一六号

花畑東部土地区画整理組合

代表清算人　鈴木康三郎

**解散公告（第一回）**

当基金は、平成二十七年三月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

大阪市中央区久太郎町二丁目三番一五号

大阪婦人子供乳児服厚生年金基金

清算人　光川　彰夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十七年三月九日兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

兵庫県明石市二見町東二見二七二番地の三

医療法人社団玉木皮ふ科クリニック

清算人　中筋　文恵

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十七年三月十九日尾道市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

広島県尾道市平原四丁目九番一一号

尾道市平原土地区画整理組合

代表清算人　島田　義寿

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十七年三月十八日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出のないときは、清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

東京都品川区大崎三丁目六番二一号

大崎駅西口南地区市街地再開発組合

代表清算人　山口　亨

**解散公告（第二回）**

当基金は、平成二十七年三月二十日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

東京都中央区京橋二丁目四番一二号

全国生コン産業厚生年金基金

清算人　石川　義行

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十七年三月十一日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

富山県砺波市杉木三丁目一九七番地

砺波市杉木土地区画整理組合

代表清算人　小西　康雄

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十七年一月十八日開催の定時総会の決議並びに平成二十七年二月十四日到達の三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

三重県いなべ市藤原町本郷八二九番地の二

本郷生産森林組合

清算人　羽場　宗弘

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十七年二月二十三日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字南平野二七四五

宗教法人瑞祥菴寺

清算人　大橋　正道

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十七年三月十二日千代田区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

五番町マンション建替組合

代表清算人　齋藤　裕

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十七年三月三日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

富山県氷見市鞍川一〇〇六番地の一

医療法人社団吉崎歯科医院

清算人　吉崎　一美

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、平成二十六年一月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

石川県金沢市入江二丁目一六二番地

医療法人社団福田耳鼻咽喉科医院

清算人　福田　學

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十七年一月七日責任役員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺四一五番地二

宗教法人浄法寺

清算人　大矢　典秀

連絡先　大阪市東淀川区豊新五丁目一三番二〇号

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十七年二月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三日

広島県庄原市西城町小鳥原一二八番地の二

医療法人社団樹信会赤木内科医院

清算人　赤木　茂樹